

資源物の回収にご協力ください！

★使用済小型家電<表1>

▷市役所、リサイクルセンター、各市民センター、住友金属鉱山アリーナ青梅（総合体育館）に回収ボックスを設置しています。

▷電池類は外し、個人情報情報は消去してください。

★水曜日は資源物の行政回収の日

水曜日は市内全域（御岳山を除く）で資源物の回収日です。
 ※なるべく地域等で実施する集団回収を優先的に利用しましょう。

第1水曜日…新聞・折込チラシ

▷新聞と折込チラシは一緒にひもで束ねて出してください。
 ▷雨の日でも出せます。ビニール袋には入れないでください。

第2水曜日…雑誌・雑紙<表2>

▷ひもで束ねるか紙袋に入れて出してください。
 ▷雨の日でも出せます。ビニール袋には入れないでください。

第3水曜日…ダンボール・飲料用紙パック

▷ダンボールはひもで束ねて出してください。
 ▷飲料用紙パックは水洗いして乾かし、切り開いてからひもで束ねて出してください。（中にアルミが貼ってあるものは燃やすごみへ）

▷雨の日でも出せます。ビニール袋には入れないでください。

第4水曜日…繊維類（繊維・かばん・靴・ベルト・ぬいぐるみ）<表3>

▷種類ごとに分け、透明または半透明の袋に入れて出してください。
 ▷汚れや傷みがひどいもの、濡れているものは回収できません。
 ▷繊維類は雨に濡れると資源化できないため、雨の日に出すのはなるべく控えてください。



<表1>

回収ボックスの投入口（30cm×15cm）に入る家電製品（例）	
携帯電話、携帯音楽プレーヤー、電子端末、カメラ（使い捨ては除く）、携帯ゲーム機、電子辞書、カーナビ、補助記憶装置（USBメモリ等）、電卓、シェーバー、ドライヤー、家電付属品（アダプター、コード類）など	

<表2>

種類	回収できるもの（例）	回収できないもの（例）
雑誌・雑紙	紙箱、菓子箱、ティッシュ箱（口のビニールは容器包装プラスチックごみへ）、包装紙、雑誌、書籍、カレンダー、パンフレット、チラシ、画用紙、半紙、紙袋、割り箸の袋、はがき、封筒、メモ用紙、ラップ・トイレットペーパーの芯、名刺、シュレッダーくず など	圧着はがき、粘着物の付着した紙、臭いのついた紙、感熱紙、カーボン紙、ビニール等の樹脂コーティング紙、防水加工された紙、写真、インクジェット写真プリント用紙、使用済みのティッシュ、ペーパータオル、レシート、食品残さなどで汚れた紙、金・銀箔のついた紙 など⇒燃やすごみへ

<表3>

種類	回収できるもの（例）	回収できないもの（例）
繊維	古着、革製の衣類、タオル、カーテン、シーツ、毛布	布団、じゅうたん⇒粗大ごみへ 下着、靴下、汚れているもの、パット用に使ったもの⇒燃やすごみへ
かばん	革・布・エナメル製品、ウエストバッグ、ハンドバッグ、ベルトポーチ、リュックサック	ハードケース、スーツケース、車輪の付いたバッグ、ゴルフバッグ⇒粗大ごみへ ランドセル、保冷バッグ⇒燃やすごみへ
靴	革・布・エナメル・ゴム製品、ショートブーツまでの長さの靴、靴ひもの取れた靴	長靴、スリッパ、スパイク、登山靴、ハーフブーツ以上の長さの靴、安全靴、片足のみの靴⇒燃やすごみへ
ベルト	革・布・エナメル製品	おもちゃのベルト⇒燃やすごみへ
ぬいぐるみ	50cm未満のもの	50cm以上のもの⇒粗大ごみへ

令和3年に国民年金保険料を納めた方へ 「社会保険料控除証明書」を送付します

国民年金保険料は、所得税・住民税の申告の際、金額が社会保険料控除の対象となります。家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付した方が社会保険料控除として申告することができます。

確定申告や年末調整等で社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が必要です。日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（ハガキ）」を送付されますので、年末調整や確定申告にお使いください。

令和3年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方：11月上旬まで

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

全額を納めた年に控除する場合（2年分をまとめて申告）：「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」下部の3年分（3枚）の証明書は切り離さず、3枚とも申告にお使いください。

各年に相当する額を各年

※申告の際は、10月以降に納付した領収証書も必要

10月1日～12月31日に今年初めて国民年金保険料を納付した方：令和4年2月上旬

2年分を前納した場合

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

※月々金曜日 午前8時30分～午後7時、第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日を除く

▽青梅年金事務所 ☎30・3410

▽各年に相当する額を各年

▽ねんきん加入者ダイヤル ☎0570・003・004（050）から始まる電話からは ☎03・6630・2525

▽お問い合わせ

お問い合わせ先

お問い合わせ先

令和3年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方：11月上旬まで

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

10月1日～12月31日に今年初めて国民年金保険料を納付した方：令和4年2月上旬

2年分を前納した場合

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

※月々金曜日 午前8時30分～午後7時、第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日を除く

令和3年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方：11月上旬まで

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

10月1日～12月31日に今年初めて国民年金保険料を納付した方：令和4年2月上旬

2年分を前納した場合

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

※月々金曜日 午前8時30分～午後7時、第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日を除く

令和3年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方：11月上旬まで

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

10月1日～12月31日に今年初めて国民年金保険料を納付した方：令和4年2月上旬

2年分を前納した場合

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

※月々金曜日 午前8時30分～午後7時、第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日を除く

令和3年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方：11月上旬まで

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

10月1日～12月31日に今年初めて国民年金保険料を納付した方：令和4年2月上旬

2年分を前納した場合

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

※月々金曜日 午前8時30分～午後7時、第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日を除く

令和3年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方：11月上旬まで

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

10月1日～12月31日に今年初めて国民年金保険料を納付した方：令和4年2月上旬

2年分を前納した場合

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

※月々金曜日 午前8時30分～午後7時、第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日を除く

令和3年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方：11月上旬まで

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

10月1日～12月31日に今年初めて国民年金保険料を納付した方：令和4年2月上旬

2年分を前納した場合

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

※月々金曜日 午前8時30分～午後7時、第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日を除く

令和3年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方：11月上旬まで

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

10月1日～12月31日に今年初めて国民年金保険料を納付した方：令和4年2月上旬

2年分を前納した場合

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

※月々金曜日 午前8時30分～午後7時、第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日を除く

令和3年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方：11月上旬まで

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

10月1日～12月31日に今年初めて国民年金保険料を納付した方：令和4年2月上旬

2年分を前納した場合

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

※月々金曜日 午前8時30分～午後7時、第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日を除く

令和3年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方：11月上旬まで

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

10月1日～12月31日に今年初めて国民年金保険料を納付した方：令和4年2月上旬

2年分を前納した場合

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

※月々金曜日 午前8時30分～午後7時、第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日を除く

令和3年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方：11月上旬まで

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

10月1日～12月31日に今年初めて国民年金保険料を納付した方：令和4年2月上旬

2年分を前納した場合

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

※月々金曜日 午前8時30分～午後7時、第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日を除く

令和3年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方：11月上旬まで

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

10月1日～12月31日に今年初めて国民年金保険料を納付した方：令和4年2月上旬

2年分を前納した場合

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

※月々金曜日 午前8時30分～午後7時、第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日を除く

令和3年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方：11月上旬まで

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

10月1日～12月31日に今年初めて国民年金保険料を納付した方：令和4年2月上旬

2年分を前納した場合

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

※月々金曜日 午前8時30分～午後7時、第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日を除く

令和3年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方：11月上旬まで

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

10月1日～12月31日に今年初めて国民年金保険料を納付した方：令和4年2月上旬

2年分を前納した場合

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

※月々金曜日 午前8時30分～午後7時、第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日を除く

令和3年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方：11月上旬まで

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

10月1日～12月31日に今年初めて国民年金保険料を納付した方：令和4年2月上旬

2年分を前納した場合

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

※月々金曜日 午前8時30分～午後7時、第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日を除く

令和3年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方：11月上旬まで

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

10月1日～12月31日に今年初めて国民年金保険料を納付した方：令和4年2月上旬

2年分を前納した場合

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

※月々金曜日 午前8時30分～午後7時、第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日を除く

令和3年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方：11月上旬まで

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

10月1日～12月31日に今年初めて国民年金保険料を納付した方：令和4年2月上旬

2年分を前納した場合

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

※月々金曜日 午前8時30分～午後7時、第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日を除く

令和3年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方：11月上旬まで

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

10月1日～12月31日に今年初めて国民年金保険料を納付した方：令和4年2月上旬

2年分を前納した場合

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

※月々金曜日 午前8時30分～午後7時、第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日を除く

令和3年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方：11月上旬まで

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

10月1日～12月31日に今年初めて国民年金保険料を納付した方：令和4年2月上旬

2年分を前納した場合

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

※月々金曜日 午前8時30分～午後7時、第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日を除く

令和3年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方：11月上旬まで

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

10月1日～12月31日に今年初めて国民年金保険料を納付した方：令和4年2月上旬

2年分を前納した場合

令和3年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

※月々金曜日 午前8時30分～午後7時、第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日を除く

令和3年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方：11月上旬まで